

第1回嬉野市議会定例会議案

平成27年2月27日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
2	平成27年2月27日	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊

議案番号	提出年月日	議案名	頁
7	平成27年2月27日	嬉野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について	1
8	〃	嬉野市教育長の勤務時間等に関する条例について	3
9	〃	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	5
10	〃	嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例について	10
11	〃	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	14
12	〃	嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について	23
13	〃	嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例について	25
14	〃	嬉野市下水道審議会条例の一部を改正する条例について	27
15	〃	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について	29
16	〃	嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について	31
17	〃	嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について	33
18	〃	嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例を廃止する条例について	35
19	〃	嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例を廃止する条例について	37
20	〃	嬉野市保育の実施に関する条例を廃止する条例について	39
21	〃	財産の処分について	41
22	〃	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について	42
23	〃	平成26年度嬉野市一般会計補正予算(第10号)	別冊
24	〃	平成26年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	〃
25	〃	平成26年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
26	〃	平成26年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
27	平成27年2月27日	平成26年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第2号)	別冊
28	〃	平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地 区画整理事業費特別会計補正予算(第3号)	〃
29	〃	平成26年度嬉野市水道事業会計補正予算(第1号)	〃
30	〃	平成27年度嬉野市一般会計予算	〃
31	〃	平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
32	〃	平成27年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
33	〃	平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
34	〃	平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事 業費特別会計予算	〃
35	〃	平成27年度嬉野市浄化槽特別会計予算	〃
36	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整 理事業費特別会計予算	〃
37	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整 理事業費特別会計予算	〃
38	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地 区画整理事業費特別会計予算	〃
39	〃	平成27年度嬉野市水道事業会計予算	〃

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	平成27年2月27日	人権擁護委員候補者の推薦について	44

議案第 7 号

嬉野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

嬉野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

嬉野市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ嬉野市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、嬉野市教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

議案第 8 号

嬉野市教育長の勤務時間等に関する条例について

嬉野市教育長の勤務時間等に関する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

嬉野市教育長の勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間及びその他勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間及びその他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

議案第 9 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、条例を制定する必要がある。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(嬉野市公告式条例の一部改正)

第1条 嬉野市公告式条例(平成18年嬉野市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

(嬉野市部設置条例の一部改正)

第2条 嬉野市部設置条例(平成23年嬉野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条総務企画部の項に次の1号を加える。

(6) 総合教育会議及び教育に関する大綱に関すること。

(嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例の一部改正)

第3条 嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例(平成18年嬉野市条例第159号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会委員長	年額500,000円	副市長の規定に準ずる。
教育委員会委員	年額400,000円	〃

」を「

教育委員会委員	年額400,000円	副市長の規定に準ずる。
---------	------------	-------------

」に改める。

(嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

別表中「

副市長	給料月額	635,000円
-----	------	----------

」を「

副市長	給料月額	635,000円
教育長	〃	562,000円

」に改める。

(嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第6条 嬉野市特別職報酬等審議会条例(平成18年嬉野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 嬉野市職員等の旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表中「

副市長	2,200円	10,900円	2,200円
-----	--------	---------	--------

」を「

副市長及び教育長	2,200円	10,900円	2,200円
----------	--------	---------	--------

」に改める。

(嬉野市教育委員会評価委員会条例の一部改正)

第8条 嬉野市教育委員会評価委員会条例(平成25年嬉野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する

法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例第1条の規定は適用せず、改正前の嬉野市法令にのっとり公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

（嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

（嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例第1条及び別表の規定は適用せず、改正前の嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第1条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

（嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の嬉野市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、改正前の嬉野市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

（嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の嬉野市職員等の旅費に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の嬉野市職員等の旅費に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

議案第10号

嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政手続条例（平成18年嬉野市条例第12号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例

嬉野市行政手続条例（平成18年嬉野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導(第30条—第34条)」を 「第4章
第4章
行政指導(第30条—第34条の2) に改める。
の2 処分等の求め(第34条の3)」

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第32条中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、「この条」の次に「及び次条第2項」を加え、「第2条第4号」を「第2条第3号」に、「をいう。）」を「をいう。次条第2項において同じ。）」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(嬉野市税条例の一部改正)

2 嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 1 1 号

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 4 4 号）及び
嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 1 9
年条例第 1 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 国、県の給与改定等に準じて嬉野市職員の給与を改定するため、条
例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例(平成18年嬉野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち、次に掲げる職員以外の者をいう。

- (1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員
- (2) 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員
- (3) 法第17条第1項の規定により任用される一般職の非常勤職員及び法第22条第5項の規定により臨時的に任用される一般職の非常勤職員

第3条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第13条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に所在する公署で規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に、前項の規則で定める地域及び公署に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第22条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第25条第4項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第28条第2項第1号中「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第3項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第30条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附則第10項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表を次のように改める。

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	191,200	228,000	263,100	290,300	321,600	366,800
	2	141,300	193,000	229,700	265,200	292,500	323,900	369,400
	3	142,500	194,800	231,300	267,200	294,900	326,200	372,000
	4	143,600	196,700	232,900	269,300	297,100	328,500	374,600
	5	144,700	198,300	234,600	271,200	299,100	330,800	376,700
	6	145,800	200,100	236,300	273,300	301,500	332,800	379,300
	7	147,000	202,000	237,900	275,400	303,800	335,100	381,700
	8	148,100	203,800	239,600	277,500	306,200	337,300	384,300
	9	149,200	205,500	241,200	279,700	308,300	339,500	386,800
	10	150,600	207,400	242,800	281,700	310,600	341,700	389,600
	11	152,000	209,200	244,400	283,900	312,900	343,800	392,200
	12	153,300	211,000	246,100	286,000	315,200	346,100	395,000
	13	154,600	212,500	247,700	288,000	317,500	348,100	397,400
	14	156,100	214,300	249,200	290,200	319,600	350,200	399,800
	15	157,700	216,000	250,800	292,200	321,800	352,300	402,000
16	159,300	217,900	252,300	294,300	324,000	354,300	404,400	

17	160,600	219,600	253,800	296,400	326,100	356,300	406,300
18	162,100	221,300	255,700	298,400	328,200	358,300	408,300
19	163,700	223,100	257,600	300,600	330,300	360,200	410,300
20	165,200	224,700	259,400	302,600	332,300	362,200	412,100
21	166,600	226,300	261,100	304,700	334,400	364,200	414,000
22	169,400	228,000	263,100	306,900	336,500	366,200	415,900
23	172,000	229,800	265,000	308,900	338,500	368,200	417,700
24	174,700	231,400	266,700	311,000	340,700	370,100	419,600
25	177,400	232,900	268,800	312,900	342,300	372,200	421,500
26	179,200	234,600	270,700	315,000	344,300	374,100	423,000
27	180,900	236,100	272,600	317,200	346,300	376,100	424,500
28	182,600	237,500	274,500	319,200	348,200	378,200	426,100
29	184,100	238,900	276,200	321,200	350,000	379,700	427,800
30	186,000	240,200	278,200	323,300	351,900	381,500	429,100
31	187,800	241,400	280,100	325,400	353,800	383,400	430,400
32	189,500	242,700	281,900	327,500	355,700	385,000	431,600
33	191,200	244,000	283,700	329,100	357,600	386,800	432,900
34	192,700	245,500	285,600	331,100	359,400	388,300	434,200
35	194,200	246,800	287,400	333,200	361,300	389,800	435,500
36	195,800	248,100	289,400	335,300	363,000	391,400	436,700
37	197,100	249,100	291,100	337,200	364,400	392,800	438,000
38	198,400	250,700	292,800	339,200	365,700	394,100	438,800
39	199,700	252,300	294,700	341,200	367,200	395,300	439,600
40	201,100	253,800	296,500	343,100	368,600	396,400	440,400
41	202,400	255,200	298,200	345,100	369,900	397,500	441,000
42	203,700	256,700	299,900	347,000	370,800	398,700	441,700
43	205,000	258,100	301,700	348,800	372,000	400,000	442,400
44	206,300	259,500	303,300	350,800	373,100	401,100	443,100
45	207,600	260,700	305,000	352,300	373,900	401,800	444,000
46	208,900	262,100	306,800	353,700	374,800	402,500	444,800
47	210,200	263,500	308,400	355,300	375,700	403,200	445,200

48	211,500	264,900	310,100	356,800	376,600	403,900	445,900
49	212,700	266,200	311,400	358,400	377,600	404,500	446,400
50	213,800	267,400	312,900	359,200	378,400	405,200	446,800
51	214,900	268,700	314,500	360,400	379,200	405,700	447,200
52	216,000	270,000	316,100	361,500	380,000	406,100	447,600
53	217,200	271,100	317,800	362,400	380,700	406,500	448,000
54	218,300	272,200	319,400	363,500	381,400	406,800	448,400
55	219,300	273,600	321,000	364,400	382,100	407,100	448,900
56	220,300	274,900	322,600	365,500	382,900	407,400	449,200
57	221,100	276,000	324,100	366,500	383,400	407,700	449,500
58	222,100	277,000	325,300	367,200	384,000	408,000	449,900
59	223,100	278,200	326,500	367,900	384,600	408,300	450,200
60	224,100	279,300	327,800	368,600	385,300	408,600	450,500
61	224,900	280,500	328,500	369,000	385,700	408,900	450,800
62	225,900	281,500	329,400	369,600	386,400	409,200	
63	226,900	282,400	330,200	370,300	387,000	409,500	
64	227,900	283,400	331,000	371,000	387,600	409,800	
65	228,700	284,300	331,900	371,300	388,000	410,100	
66	229,700	285,200	332,300	372,100	388,700	410,500	
67	230,700	286,000	333,000	372,800	389,300	410,800	
68	231,800	286,900	333,900	373,500	389,900	411,100	
69	232,600	287,900	334,700	373,800	390,300	411,300	
70	233,400	288,700	335,400	374,400	390,800	411,600	
71	234,300	289,600	336,100	375,100	391,300	411,900	
72	235,100	290,400	336,800	375,700	391,900	412,200	
73	235,900	291,200	337,300	376,000	392,200	412,400	
74	236,600	291,700	337,900	376,600	392,600	412,700	
75	237,300	292,100	338,400	377,400	393,000	413,000	
76	238,000	292,600	339,100	378,000	393,400	413,200	
77	238,700	292,700	339,400	378,400	393,800	413,400	
78	239,600	293,100	339,900	378,900	394,100		

79	240,400	293,300	340,300	379,500	394,400
80	241,200	293,700	340,800	380,000	394,700
81	241,900	293,900	341,200	380,500	394,900
82	242,600	294,100	341,700	381,100	395,200
83	243,300	294,600	342,200	381,600	395,500
84	244,000	294,900	342,700	381,900	395,700
85	244,700	295,200	343,000	382,300	395,900
86	245,500	295,500	343,400	382,900	396,200
87	246,200	295,800	343,900	383,300	396,500
88	246,900	296,200	344,400	383,700	396,700
89	247,600	296,500	344,700	384,100	396,900
90	248,100	296,900	345,100	384,600	397,200
91	248,600	297,200	345,600	385,000	397,500
92	249,100	297,600	346,000	385,400	397,700
93	249,400	297,700	346,200	385,700	397,900
94		297,900	346,600	386,200	
95		298,300	347,100	386,600	
96		298,700	347,500	387,000	
97		298,900	347,600	387,300	
98		299,200	348,100	387,800	
99		299,600	348,500	388,200	
100		300,100	348,800	388,600	
101		300,300	349,100	388,900	
102		300,600	349,500		
103		301,000	350,000		
104		301,300	350,400		
105		301,500	350,900		
106		301,800	351,300		
107		302,200	351,700		
108		302,500	352,100		
109		302,700	352,600		

110		303,100	353,000					
111		303,500	353,300					
112		303,800	353,600					
113		303,900	354,100					
114		304,200						
115		304,500						
116		304,900						
117		305,100						
118		305,300						
119		305,700						
120		306,000						
121		306,400						
122		306,600						
123		306,900						
124		307,200						
125		307,500						
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,300	292,700	318,600	361,100

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
1	377,000円
2	425,000円
3	478,000円
4	541,000円
5	617,000円
6	721,000円

7	843,000円
---	----------

第7条第3項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の嬉野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料の月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、

55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 12 号

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別会計条例（平成 18 年嬉野市条例第 50 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市浄化槽特別会計を設置するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例

嬉野市特別会計条例（平成18年嬉野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

（6） 嬉野市浄化槽特別会計 嬉野市営浄化槽事業

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 13 号

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例（平成 24 年嬉野市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例（平成24年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の8」を「第34条の8第1項」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第14号

嬉野市下水道審議会条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道審議会条例（平成23年嬉野市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市営浄化槽事業の円滑な運営を図るため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市下水道審議会条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道審議会条例（平成23年嬉野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び農業集落排水事業」を「、農業集落排水事業及び市営浄化槽事業」に改める。

第2条第1号中「農業集落排水処理施設使用料」の次に「及び市営浄化槽使用料」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 15 号

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道条例（平成 18 年嬉野市条例第 137 号）の一部を別紙の
ように改正する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を
改正する必要がある。

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第16号

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例（平成18年嬉野市条例第162号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 入居者の居住の安定を図るため、家賃の減額期間の限度を改正する必要がある。

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

嬉野市特定公共賃貸住宅管理条例（平成18年嬉野市条例第162号）
の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、規則で定める期間に限り」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第17号

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第42号）は、廃止する。

平成27年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 教育公務員特例法の一部改正に伴い、条例を廃止する必要がある。

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例

嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による廃止前の嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第18号

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例を廃止する条例
について

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例（平成18年嬉野市条例第20号）は、廃止する。

平成27年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市大野原地区コミュニティセンターを大野原区に譲与することに伴い、条例を廃止する必要がある。

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例を廃止する条例
嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例（平成18年嬉野市条例第
20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 19 号

嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例を廃止する条例について

嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例（平成 25 年嬉野市条例第 25 号）は、廃止する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画と一体的に事業を推進したいため、条例を廃止する必要がある。

嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例を廃止する条例

嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例（平成25年嬉野市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第20号

嬉野市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

嬉野市保育の実施に関する条例（平成18年嬉野市条例第99号）は、
廃止する。

平成27年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 子ども・子育て支援法施行規則の施行に伴い、条例を廃止する必要
がある。

嬉野市保育の実施に関する条例を廃止する条例

嬉野市保育の実施に関する条例（平成18年嬉野市条例第99号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行
の日から施行する。

議案第 21 号

財産の処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所在地 | 嬉野市嬉野町大字岩屋川内字泉水丙 532 番地 2 |
| 2 | 種別 | 建物（嬉野市大野原地区コミュニティセンター）
ア 鉄骨造平屋建
イ 延床面積 134.15 平方メートル |
| 3 | 処分の方法 | 譲渡 |
| 4 | 処分予定価格 | 無償 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙 532 番地 2
氏名 大野原区自治会
代表者 前田 勝好 |
| 6 | 譲渡する日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |

理由 嬉野市大野原地区コミュニティセンターを大野原区自治会に無償譲渡するため、議会の議決が必要である。

議案第 22 号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加
及び同組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、
天山地区共同環境組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員
その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対
する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務
組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定によ
り議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、
同組合同規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「伊万里・有田消防組合」を「伊万里・有田消防組合 天山地区共同環境組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲728番地

氏 名 杉光 貴美子

昭和38年1月6日生

平成27年2月27日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。